

# 国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学利益相反ポリシー

平成16年4月1日

(改正：令和5年2月21日役員会承認)

## 1. 基本姿勢

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学（以下「本学」という。）は、本学の研究成果の社会還元を重要な使命の一つとし、産官学連携等を積極的に推進している。これに伴い、役員及び職員（以下「役職員」という。）は、学外の組織から経済的利益を得たり、学外の組織に対し一定の責務を負う場合が想定される。

これら学外との連携活動を行うことにより、役職員の個人的な経済的利益や学外組織に対する責務が、本学における大学の使命（大学の利益）や役職員の責務と衝突する事態（利益相反及び責務相反（以下「利益相反」という。）といわれる状況）が生じ得る。

本学がこのような状況に対して適切な対応を怠ることは、本学のインテグリティが損なわれ、本学の使命を遂行する上で阻害要因となり、学外との連携活動のみならず、研究及び教育にも悪影響を及ぼすおそれを招くものとなる。

本学は、学外との連携活動を推進するに当たり、役職員が利益相反行為をしてはならないこと、また、そのような謗りや疑いを持たれることのないように努めることが役職員の義務であることを明確にする。

さらに、学外との連携等を適正かつ円滑に推進していくに当たり、利益相反による大学の使命や利益に対する阻害を防止すべく、利益相反の防止と問題対処に向けた環境を整備する。

## 2. 利益相反の定義

このポリシーにおいて、利益相反とは、狭義の利益相反と責務相反を含むものをいう。

狭義の利益相反とは、役職員又は大学が産学官連携活動に伴って得る利益（実施料収入、兼業報酬、未公開株式等）と、教育・研究という大学における責任が衝突・相反している状況をいう。役職員個人が得る利益と役職員個人の大学における責任との相反（個人としての利益相反）と大学組織が得る利益と大学組織の社会的責任との相反（大学（組織）としての利益相反）とが含まれる。

責務相反とは、役職員が主に兼業活動により企業等に職務遂行責任を負っ

ていて、大学における職務遂行の責任と企業等に対する職務遂行責任が両立し得ない状態をいう。

### 3. 利益相反マネジメント体制

#### (1) 利益相反マネジメント室

利益相反マネジメント室を設置し、次に掲げる業務を行う。

- ① 利益相反に係る学内規則等の見直し
- ② 利益相反に関する役職員からの申告に対する審査及び相談への対応
- ③ 利益相反審議会の運営に関する事務及び学長権限に係る事務
- ④ 利益相反問題の処理
- ⑤ その他利益相反に関する業務

#### (2) 利益相反審議会

学外有識者を含めた「利益相反審議会」を設置し、学長の判断に対する異議申立て等及び利益相反に関し学長が諮問する事項について審議する。

#### (3) 利益相反アドバイザー

利益相反に関する知識を有する弁護士、弁理士、公認会計士等を利益相反アドバイザーとして設置し、利益相反に関し適切な指導・助言を行う。

### 4. 情報公開

本学の利益相反に関する情報は、必要な範囲で公開するものとする。

以上